

終活支援事例集

おひとりさま社会に向けて



もくじ

事例 1

その方の「想い」に寄り添うきっかけに

～茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会・エンディングノート『マイメモリー』～

2

事例 2

任意後見契約と死後事務の委任

～司法書士の事例から～

6

事例 3

ひとりでもあんしん・老いじたく

～足立区社会福祉協議会・高齢者あんしん生活支援事業～

10

事例 4

誰もひとりにさせないまち

～横須賀市・終活支援事業～

15

事例 5

成年後見人によるエンディングの対応

～弁護士の実例から～

19

コラム

身元保証団体等について

～相談の留意点～

21

本会が実施した「身寄りのない人等のエンディングサポートに関する調査報告書（令和元年度）」では、身寄りのない方が将来に対する不安を抱えている現状があり、支援関係者の皆さまが、エンディングを支えるための情報や仕組みを必要とされていることがわかりました。

身寄りのない、親族に頼れない方が最後まで尊厳を持って地域で暮らすためには、支援関係者がエンディングに関する情報を備える必要があります。

そこで、本事例集では、地域の先進的な取り組みや仕組みなどを紹介し、おひとりさま社会の相談に対応する地域支援者の皆さまに、終活に関して情報提供することを目的に作成しました。

本事例集が、地域住民からの相談を受ける地域包括支援センター、医療関係者、行政の担当者、社会福祉協議会、民生委員などの皆さまの一助となれば幸いです。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

その方の「想い」に 寄り添うきっかけに

茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会

エンディングノート 『マイメモリー』

地域住民の身近な支援者として、高齢者、障がい者、子育て世帯の相談支援等を行っている民生委員児童委員(以下「民生委員」)活動を通じて、「何かできることはないか」と考えて生まれた「自分の想いを綴るエンディングノート」について、茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」)会長の木下操さんにお話しを伺いました。

エンディングノートを 作ろうと思ったきっかけ

10年以上前、私が地区民児協の会長になった直後に遡りますが、大きな外科手術を受けることになり、2週間入院しなくてはいけなくなりました。「もし自分に何かあったらどうすればいいのかを誰かに伝えなくてはいけない」と考え、いろいろなことを書き残しておくことにしました。もともと担当の区域の単身高齢者や未婚の世帯が多いことは感じており、そういう人たちに「何かあったときのために」という必要性を改

めて感じて、地区民児協の役員会や定例会で了承を得て、こつした「想いを書き綴るノート」を作ってみようということになりました。

「編集会議」を通じて 幾多の意見交換の日々

作成には、民生委員から数名の編集委員を募り、地域包括支援センター「せくら」の職員2名、計6名の編集委員で月に1回ずつ編集会議を行いました。実際に民生委員として訪問をしている中で地域の高齢者からも、「もしもの時の不安や遠くに住む家族に迷惑をかけたくな

「会っても言いづらい」という気持ちを聞く機会も多く、「もしもの時に備えて日ごろから使える覚え書きのようなものを作ろう」という方向で進めていきました。

病気や事故による急な入院、認知力や判断力の低下、衰えや喪失、さらに死亡等、何かの時に「残された家族や周りの人が本人の想いを察することが出来る」内容を想定し、そのためにもどのような内容を掲載すべきか。おりしも社会的にも終活への意識が高まっており、書店でもエンディングノートをよく見かけるようになってきた頃でしたので、数冊購入し、それと見比べたりもしました。

編集会議では「内容」「ページ数」「製本方法や体裁、書体、色」という細かい点も時間をかけて話し合い、さまざま意見が出されました。編集委員皆さんの意見交換の中で、互いにたくさんの気付きを得ることができたと思っています。

この編集会議は全8回行われましたが、内容の確認の他、このノートが必要であろう地域の75歳以上の独居高齢者数の把握をした上で発行部数を決定、印刷業者の選定等も自分たちで一から行いました。



当時の編集会議の様子

『マイメモリー』に 込められた想い

こつした検討を重ね、エンディングノート『マイメモリー』が誕生しました。この『マイメモリー』という名前ですが、『エンディングノート』ではあまりにも直接的過ぎて、書いていて追いつめられるのではないかとという意見もあり、また、「覚え書きのようなものにした」という思いがあったことから、タイトルの下に「私の覚え書き」と添えました。「暖かそうな色」ということでピンクや赤を基調とした色を採用し、真ん中をすこしグラデーションにしたのもデザインのポイントです。

市販のエンディングノートは分厚く内容も盛りだくさんで、見ただけで疲れてしまうという高齢者も少なくありません。本人の気持ちを一番近い人に届けるといふものなので、基本的な情報以外に「大切な人へのメッセージ」や、「民生委員や地域包括支援センターの情報」といった内容を優先的に記載できるようにしています。

実は、完成したこのノートを対象となる方にどのように届けてもらうかがとても大切だと考えていました。このノートの説明や書き方、支

援を通じての活用の仕方についても地区の定例会で話しました。お届けする方の中には「エンディングノート」を初めて手にする方もいるので、「押し付けるようなことはしない」「強制するようなことはしない」「自然に受け取ってもらえるように」と丁寧に説明をしました。

こうした準備をしてきたにも関わらず、いざ配布を始めると早速壁にぶつかりました。当時民生委員が持っていた地域の75歳以上の単身高齢者のデータは3年に一度しか更新されず、当初用意していた配布先リ

ストとは差異がありました。こうしたことから民生委員が訪問してこの人にはこのノートが必要だと感じた場合は渡す、という方法にしました。

民生委員だからこそできる ご本人の思いへの寄り添い

エンディングノートは時間をかけて検討したので、当時は「これがベスト」とは思っていたものの、一方で「地域の人に受け入れてもらえるか」という不安もありました。最初は「嫌がられるのでは」「書いてもらえないのでは」と思いご本人に渡しにくかったのですが、思い切った「このようなノートを作ったので、よかつたらメモ代わりにお使いください」と声をかけたところ、「これはいい。本屋さんで買いくかった」などのご意見を多数いただき、そつしたやりとりの経験を経て積極的に配ることができました。多くの方に配りましたが、幸いにして「こんなもの」と言われたことは一度もありませんでした。

実際の声として「買おうと思ったが厚すぎて買うのにためらった」「家族にはなかなか相談できなかったが、このノートがあれば書くことができる」「書く時には民生委員が相談に乗ってくれるとありがたい」

など地域の皆さんからさまざまな反応がありました。当初は「人によってはエンディングノートを渡されるということこそ悲観的にとらえる人もいるのではないか」と思っていました。このノートが必要だと思える方に届けられたことは、民生委員だからこそ渡してきた方がいたので実感しています。

また、一緒に検討してくださった地域包括支援センターの職員の方からも「ご本人の思いを知り、さらに寄り添う機会ができました。家族にとってもありがたい。このノートが『櫻』の役割となる」という感想をいただいています。

エンディングノートの効用

配布して少し経つと「パソコンのパスワードを忘れて思い出せなくてどうしようかと思ったが、これに書いておいてよかった」などという具体的な声も聞かれるようになりました。

また、ある地域の高齢の方が自転車で転び病院に運ばれた際に、遠方に住む息子さんが自宅にあったノートを見つけ、ご本人の思いを知ったということもありました。地域には、単身で近しいご親族とも連絡がとれず、ご本人の現状が伝えられて

「マイメモリー」のもくじ

- はじめに
- 書き方のポイントと活用のヒント
- 私の基本情報
- 私の年表
- 大切な記録／不動産
- 大切な記録／預貯金
- 大切な記録／有価証券など
- 大切な記録／ローン・借入金など
- 大切な記録／年金
- 大切な記録／保険
- 私の健康
- 私の介護
- 告知・延命治療
- 葬儀①②
- お墓・納骨・法要・供養
- 形見分け（携帯電話・パソコン）
- 家族 連絡先リスト①②
- 親族 連絡先リスト①②
- 友人・知人 連絡先リスト①～④
- 大切なあなたへのメッセージ①～④
- 振り返れば…（私の道程・感謝を込めて）

いない人もいますが、そういう時に自分の想いをきちんと書き残しておくことが重要なのだ、ということが少しずつご本人にも支援者にも理解されるようになってきました。

最近では「終活」に関する情報も増えて、テレビ等でも色々な情報が発信されていますが、多種多様な情報が飛び交うことで混乱してしまう高齢の方も少なくありません。しかし、そういう方には実際にこのノートを見ながら、「こういうことは必要かもしれないね」と声掛けをする、「なるほど」と実感してノートに記入する方もいらっしゃると思います。中には「手が震えて書けない」という方もおられ、そうした場合には、ご本人が希望すればひとつずつ確認しながら代わりに書いて差し上げることがあります。

『マイメモリー』は地域の民生委員が作成し、直接手渡ししていますので、民生委員にアドバイスを聞きやすいということもありますし、このノートを配布したことがきっかけで地域の高齢者から相談を受けることが増えたという声も聞かれます。「本当は家族に伝えたいけれど、なかなか言えないの」と民生委員に話してくれる方も増えたなど、地域の方との関係がより深まった実感があ

ります。

民生委員が地域で活動するにあたっては、住民との信頼関係が何よりも大事です。このノートの作成に取り組んでから、より親しくなったという方も増え、それが民生委員活動をやるにあたって大きな財産になりました。

エンディングノートには法的拘束力はなく、遺言や公正証書の代わりになりませんが、ご自身の想いを整理することを通じて遺言を残そうと考える方も出てきて、そのことに関連する相談を受けることが多くなりました。民生委員は直接的な助言はできませんが、情報提供や関係機関につなげるお手伝いはできます。あくまで選ぶのは本人ですが、このノートはそういうことを考えるためのきっかけになったのは間違いないと考えています。

葬儀②
葬主をお願いしたい人
告知・延命治療

葬儀について(上)、告知や延命治療について(下) 記載できるページも

エンディングノート作成から5年が経って

エンディングノートは増刷したいと考えていますが、実際に使ってみるとまだまだ改良の余地があるということも分かりました。例えば、有価証券などを持っている場合は多くなく、預貯金等の財産状況を書くページは少なめでよく、葬儀への思いについては多様化してきており、そういうものを書ける欄を多くする工夫も必要です。

一方、民生委員が支援する方は、高齢者だけでなく、障がい者、子育て世代等さまざまです。地域活動のアイディアはたくさんある一方で、それにかける予算に折り合いをつけながらどうやってこれらを実現できるだろうか、と考えているところ

です。茅ヶ崎市は民生委員にも定年制があり、このノートを作った当時の民生委員の3分の1以上は交代しています。新しい民生委員は、このノートの存在を知っていても、作り手の思いや実際の活用については詳しく引き継がれていません。改良したノートを作ることによって、新しい民生委員の方々が地域の人たちと新しいつながりを作ることが期待でき





会長の木下さん
「何かしら楽しみになることを考えながら、いつまでもやりたいことをしましょう」と声掛けをしています

ると思っています。

このノートは単身高齢者に限定して配布しましたが、本来は高齢者世帯にも必要になってくると考えています。配偶者のどちらかが金銭のことを管理していて、一方は通帳のあたりがわからない。急な事故に遭ったり急病になったりして入院してしまつた時に、入院費等もどこから出したらいいのか分からないという方もいます。

他には、認知症状が進んでいる世帯もあり、訪問すると「うちのお父さんが変なことばかり言つて」等という話を聞くこともあります。こうした意味でも、やはり高齢者世帯も配布の対象としたいのです。



エンディングノートを作って 見えてきた地域の現状

現在はいろいろな情報を得られ、食生活もよくなり、体を動かす機会も増えて「衰え」「老い」というものが緩やかになってきています。しかし、緩やかであっても確実に「衰え」「老い」は進んでおり、世の中の高齢化のスピードもかなりの勢いで進んでいると感じることもあります。転倒してあつけなく亡くなつてしまつ方もいますし、高齢者世帯が、いつの間にか単身高齢者世帯になっていくということもよくあります。地域の皆さんにはいつまでも良い年を重ねていつてもらいたいと考えており「私も一緒に年を重ねていきますから」と話しかけながら、ご自身のこともしっかりと考えていただくお手伝いができればと思つて活動しています。

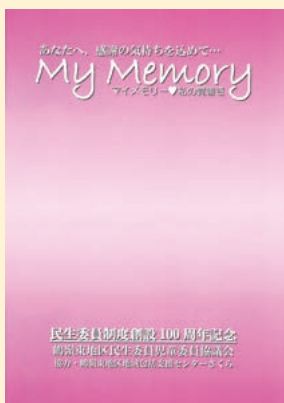
地域には「福祉委員」という見守りをお願いしている方がいます。「電気がついてるか」「洗濯物を干しているか」「郵便受けがいつぱいになっているか」など、常に気にかけてもらっています。この福祉委員の方から早朝に電話が入り、急いでかけたこともありますし、別の機会では、高齢者が部屋の中で倒

れており、救急車を呼んで搬送したこともありました。この方には、遠方に住むお子さんがいるのですが、「自身の家庭や暮らしのことで手一杯のためになかなか親のところへ足が向かなかつた」と、数時間後によくやくお子さんからの連絡を受けることができた時に、事情を伺いました。

今は、子ども世帯は仕事や家庭のことで忙しいので、親世帯とのかかわりが十分持てない方も多く、これも一つの時代の形だと感じています。エンディングノートを作つたことがきっかけで、それぞれの高齢者世帯の実情を知り、地域の現状が見えてきました。

担当している地域には、65歳以上の方が多数おられます。長く民生委員をやっていると、地域の方に声をかけてもらえるので、地域の情報がある程度は把握できていますが、こちらの調子が悪いと逆に心配してくださるなど、民生委員自身も地域の方に支えられている気がします。

地域の見守り活動などでは「お互いさまの関係づくり」が大事です。エンディングノートをひとつのきっかけとして、そういう輪を今後も広げていきたいと考えています。



- 部数・体裁等：
900部、2色刷り、32ページ
- 作成期間・発行年：
平成28(2016)年4月～平成29(2017)年3月(同年3月発行)
- 配布：
茅ヶ崎市鶴嶺東地区の75歳以上の単身高齢者に配布

任意後見契約と

死後事務の委任

司法書士の事例から

死後事務委任契約は、委任者（本人）が第三者に対して、葬儀や納骨、その他事務手続きを委任する契約の事をいいます。

単身の方などが、将来にそなえて任意後見制度を利用する中で、死後事務委任契約も同時に結ばれるケースが多くなっています。

ここでは、成年後見の専門職団体である、後見センターリーガルサポートの司法書士の先生が対応する死後事務委任の事例についてお話を伺いました。

死後事務委任とは何か

死後事務委任の契約は、身寄りがなく死後の各種届出や葬式や納骨などの手続きをやってくれる人がいない場合に、専門家が代わりに行う仕組みです。

死後事務委任契約は、成年後見制度のうちの任意後見契約に付随して契約するケースがほとんどです。成年後見制度には判断能力が低下している今現在支援が必要な人が利用する法定後見と、判断力が低下する前にあらかじめ支援してくれる後見人を選んでおき、認知症などで判断力

的な考え方も多く、単身者の増加と相まって死後事務委任についての関心が高まっています。

移行型任意後見と 関連する契約

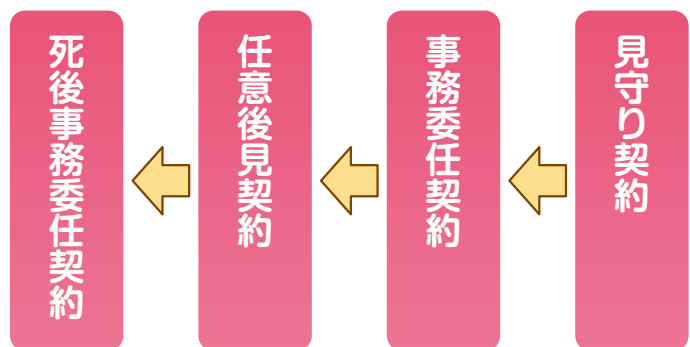
任意後見契約は契約者の状態によつて契約が移行していく「移行型」で結ぶケースが多いと言われていいます。移行型は「見守り契約」「事務委任契約」「任意後見契約」「死後事務委任契約」の4段階で進みます。

「任意後見契約」は本人が認知症になったケースで発効しますが、その前の段階で「頭はしっかりしているけど体は動かない」という状態のときには「見守り契約」や「事務委任契約」を結んでおくことができます。

まず見守りの契約ですが、典型的な例としては、月に1回の電話連絡と、3か月に1回の面談などでの見守りです。死後事務委任を受けた者（受任者）は、契約によつて頻度は異なりますが、電話連絡か訪問面談で行うのが一般的です。この見守りは何年にも及ぶことも多く、この期間には信頼関係を築く期間でもあります。

次に、「車いすになった」「病気になる」「施設に入った」など、人によつて事情は異なりますが「通帳の

移行型任意後見と死後事務委任までの流れ



管理ができなくなったので、預かりや金銭の引出しをしてほしい」ということになると、事務委任契約に切り替わります。見守り契約では財産は預かりませんが、事務委任契約になると受任者が通帳や保険などの全財産を預かって管理し、毎月面会に行つて収入や支出の確認を行います。その後、ご本人の認知症が進むなど判断能力が低下した場合は、任意後見契約に進みます。任意後見契約になつても担う業務は大きく変わらないのですが、本人は、判断能力が低下している状態なので、裁判所に

申立て、任意後見監督人を選任してもらいます。そうになると、これまで本人に対して行っていた報告が、監督人に報告する形に変わります。

そして最後が死後事務委任契約です。受任者は、ご本人が病院で亡くなった場合は葬儀社へ連絡し、ご遺体の引き取りを依頼します。次いで親族への連絡や葬儀の日程決めなど葬儀の段取りを行ったり、ご遺体の火葬や遺骨の預かり、納骨を行う場合もあります。

また、管理している財産から病院や葬儀の費用を支払い、余った財産は遺言があったら遺言の通りに分配します。遺言がない場合は法定相続人にお渡ししますが、法定相続人がいない場合は国庫に納められます。任意後見契約を結ぶ方の多くは遺言書を作成しており「財産はお世話になった人に遺したい」と希望される方も多くいます。この契約を結ぶ方の多くは天涯孤独か、身内がいても疎遠というケースがほとんどです。お子さんがいるケースはほとんどなく、甥や姪はいるが、迷惑をかけたくないと思っていたり、逆に不仲になつていたりということもあります。死後事務委任契約は任意後見契約と一緒に締結するケースが多いとはいえ、最近では見守り契約だけ、死後

事務委任契約だけを希望される方も増えています。行政から、専門職に対して納骨だけを依頼するケースもありません。

任意後見・死後事務委任の費用

契約にかかる費用としては、まずは契約時に受任者に契約料を支払い、さらに公証人役場においては公正証書の作成料がかかり、その後は受任者の事務に対して毎月対価を支払つということになります。毎月の費用は、その段階や依頼する専門職によっても変わりますが、見守りの段階だと月に5千円〜1万円程度、その後の財産管理契約や任意後見契約では、財産に応じて月に2万円〜5万円程度というのが相場ではないでしょうか。

法定後見は国や市町村が助成する仕組みがありますが、任意後見の場合はありません。月に数万円の費用がかかることがネックになり、利用が進まないケースも少なくありません。平成28（2016）年に成年後見制度利用促進法という法律ができ、国計画には「任意後見等の推進」という項目も含まれていますが、任意後見を助成する仕組みはまだできていないのが現状です。

司法書士が担う死後事務の委任

私の場合、死後事務委任の契約の時点では、あまり多くのことを決めません。もちろんいろいろなことが決まっていればよいのですが、自分が認知症になった後のことや亡くなった後のことを決めていくという作業は、ご本人にとつてあまり気分のいいものではありません。見守りながら「この人はどうなのか」と気づいていくしかないこともありま

す。とはいえ、何も決まっていな

と死後に推測で決めることになり

ます。たとえばエンディングノート

などがあると、受任する側としては

非常に助かります。

●任意後見契約と遺言

任意後見契約を結ぶ際には遺言を

作ることをお勧めしています。遺言

を作るときには遺言執行者を決めま

すが、任意後見受任者と同じ人物が

担つこともあります。任意後見人が

遺言執行者になることで、より本人

の意思が尊重されやすくなります。



ポイント

資産家だったご本人は、晩年にご主人と離婚。その後単身で生活を

ていました。子はなく、親族は、兄弟が3人いましたが、これまでにいろいろな経緯があり、不仲の状態です。友人からのアドバイスもあり、75歳のときに、移行型の任意後見契約を結ぶことにしました。

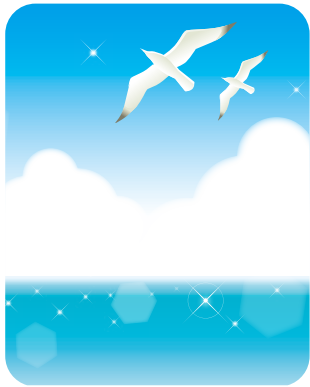
ご本人には視覚障害がありました。あるとき駅のホームから線路に転落し、救急車で病院に運ばれてしまいました。それまでは見守り契約で対応していたのですが、事務委任契約を発効させ、そこから金銭の出し入れや転院の手続きなどを行いました。

退院して1年経過した頃、近所の方が「二戸が開かないのはおかしい」と気づいて通報。警察を呼んで自宅に入ると自宅の布団の中で亡くなっていました。エンディングノートなどは残っていませんでしたが、ご本人から「散骨してほしい」と希望を聞いていましたので、兄弟からいろいろ言われましたが、葬儀の一切を取り仕切り、火葬後に、幼少期を過ごした新潟の海に散骨しました。

ご本人は数千万におよぶ財産を残していましたが、仲が悪い兄弟の方ではなく、昔から可愛がっていてご本人の面倒をずっと見ていた学生時代の後輩の女性に相続させるといって遺言書を書いていました。その女性

は、はじめは「お金は受け取れない」と拒否していましたが、最終的には受け取り、そのまますべて寄付をしました。寄付したのは盲導犬を支援する団体で、ご本人がその団体に寄付したい意思があることを知ったのでした。

この方のケースでは、もし任意後見契約・死後事務委任契約を結んでいなければ、希望していた散骨は難しかったでしょうし、もしかしたら仲の悪かった兄弟に財産が渡ってしまったかもしれない。そういう意味で任意後見契約・死後事務委任契約によって、亡くなった後にご本人の想いを叶えることができました。



エピソード2

40代で余命宣告を受けた方が任意後見契約に至ったケースもありません。その方は難病で首から下を動かすことができませんでした。妻と子がいますが絶縁状態となっていて、

親族で身の回りの面倒を見てくれる人はいません。病院の相談員からアドバイスを受けて任意後見契約をするに至りました。現在は事務委任契約をし、保険金や傷病手当の申請だけでなく旅券やスマートフォン解除などを支援し、さらに月に1回、面会で病室を訪れた際には買い物などのご要望があればあります。一方で病状は確実に進行しています。

この状況からご本人に遺言の作成をお勧めすることがなかなかできず、このままいくと財産は絶縁状態の妻と子にいくことになりましたが、もしかしらご本人も妻や子に渡すことを望んでいるのかもしれないと感じることがあります。

エピソード3

最初から財産を預かるケースもあります。70代前半で、内臓疾患があり、デイサービスやホームヘルプサービスを利用しながら、自宅では車いすを使って過ごしているご本人には、唯一甥がいますが、以前争いがあったり、会うこともないようです。家賃やヘルパー代、お弁当代などの日々の生活に係るお金は引き落としなので困りませんが、毎月の訪問の際に、手持ち用のお金を届け

ご本人には数千万円の財産がありますが、私を信頼していただいたのか、契約を結んですぐに財産をお預かりしました。恐らくご自身で管理ができないということが分かったのだと思います。その方は遺言を作成して、遺産は自然保護団体へ寄付することになっています。

●任意後見人を選ぶか

見守り契約では、電話で5分から10分くらいお話をし、面会では訪問して30分から1時間くらい話をします。訪問の場合は「お体はどうですか？困っていることはないですか？」から始まり、その方の昔話から派生して話をしていくことが多いです。話をすることによって「安心した」と言っていたり「こんなことを話すのはあなたただだから」などと言ってくださる方もいます。

法定後見であれば任意後見であれ、結局は人です。定期的に顔を合わせるといってもあり、やはり気の合う者同士でないとなかなかうまくいきません。そういう意味では、安易に委任するのではなく、自分に合いそうな人かどうか見極めることが大切だと思います。

財産を預ける上で一番大切な

は、信託関係を築くことです。預けるほうはいつも心配ですし、心配があってもなかなか言い出せません。どのよう信託関係を築くかは大きな課題です。人は何回か話せば人となり分かってもうえると思つていますが、さらに「司法書士」という立場でもあるので、それが信託してもらえらるひとつの要因にもなつていきます。

実は任意後見契約をしてすぐに財産管理をするというケースはあまり多くありません。まずは見守りから入ることが多く、見守りをして信託関係が築けてから財産管理を行うほうがこちらでも安心して取り組めます。見守り契約を結んでいても、任意後見契約に移行する前であれば、いつでも契約を解除できます。私も2回ほど契約を解除されたことがあります。遠方の妹が見てくれる、姪が見てくれるなど、親族と交代するといつものでした。

後見人になる専門職には、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士と、いろいろな資格の方がいます。法定後見の場合は裁判所が本人の状況にあつた人を選びます。複雑な法律手続きが必要な場合は弁護士に、心身の状態や生活の状況に配慮する必要がある、いわゆる身上監護

を重要視する場合には社会福祉士に、相続や不動産の問題がある場合にはそれが得意な司法書士に依頼します。

任意後見は、やはり気の合う人であることが大切なので、本人が気に入つた方がよいと思います。最近ではNPO法人などが任意後見を行うケースもあります。組織がしっかりしているところであれば頼んでもよいと思います。組織が、それほどのような組織なのかによります。肩書ではなく、きちんと見極めることが大切ですが、それが実はとても難しいというのが現状です。繰り返しになります。自分と合う人を見つけることが大切です。

●任意後見・死後事務委任の現状と課題

任意後見契約を結ぶのは70代の方が多く、この問題を考えるようになっているのはやはり70代頃からのようです。早くから考えるに越したことはないのですが、やはり自分が死んだら弱つたりということを考えるのはあまり楽しいものではなく、若いうちから考えるのはなかなか難しいと思います。

しかし、70歳くらいになったら、元氣であつたとしても、きちんと考

えるようにしなくてはいけないと思つています。それは本人のためというよりは、周りの人のためでもありません。任意後見制度は本人のこのよついでいて、周りの人が楽になる制度でもあります。

子がいても、子には子の生活があり、遠方に住んでいて病院の手続きなどで頻りに帰ることができないのであれば、専門家に頼つたほうが良いのではないのでしょうか。「親の面倒はみなくてはならない」と考へてしまいがちですが、そういう感情の話は抜きにして、親の面倒を専門家に任せるといふことができる社会をつくらなくてはいけないと思つています。認知症は病気です。家族だけでなんとかできるものではなく、プロに任せたい場合も多々あります。そういうことを「大丈夫だよ」と言つてあげられる社会が必要なのではないでしょうか。

親が亡くなつた後のことも同じです。死後には様々な事務手続きがあり、普通の人であれば一生に一、二度あるかないかの煩雑で大変な仕事だと思つていますが、専門職である私たちはそれを日常的にこなしていかす。かかる時間も圧倒的に短いです。元々家族制度があり、家族のこととは家族で、家のことは家の中でや

らなくてはいけないという風潮がありました。しかし最近家族の関係が希薄になっており、できないことは専門家に頼む、といふふう社会が変化しつつあり、今はちょうどその過渡期にあります。こつこつ仕事を気兼ねなく第三者に頼める社会を作つていかななくてはいけないと思つています。

今後、個人が独立した社会になっていくと、ますます任意後見制度の利用が進むのではないかと思つています。その際に一番ネックになるのは費用の問題なので、今後は任意後見にも法定後見と同様に補助を出すような制度ができることが望ましいと思つています。

法定後見制度では自分で後見人を選ぶことができません、そもそもその段階で認知症などの判断力のない状況になつてしまつています。それに対して任意後見制度は、自分が認知症になつたときに面倒を見てくれる人を自分で選べるというのが最大のメリットです。私自身も将来はこの制度を使いたいと思つていますが、この制度が発展するような社会に進んでいってほしいと思つています。



ひとりでもあんしん・

おいじたく

足立区社会福祉協議会・
高齢者あんしん生活支援事業

足立区社会福祉協議会の権利擁護センターあだちでは、日々の業務から、入院・入所の際に身元保証人が確保できないこと等の課題を持ち、社会福祉協議会として身元保証に準ずるサービスを行うべきではないかと考え、「高齢者あんしん生活支援事業」を実施しています。その事業内容や、事業をすすめていく上での課題について、お話を伺いました。

事業開始の経緯

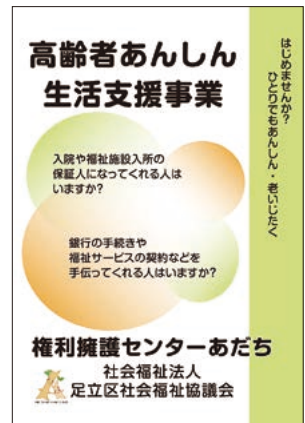
足立区の高齢化率は約25%と、東京都特別区内では比較的高齢化の進んだ地域です。また約16万5千人の65歳以上の高齢者のうち、単身の方が約4万世帯となっています。単身高齢者世帯は平成22（2010）年から平成27（2015）年の5年間で4千世帯増加しています。（平成27年国勢調査）

権利擁護センターあだち（以下、「センター」）は、介護保険制度開始の平成12（2000）年4月に設置され、当初は福祉サービスの質や契

約に関連した苦情対応、日常生活自立支援事業、成年後見制度支援事業を主な柱としていました。その中で、入院・入所の際に身元保証人が確保できないために、入院を拒まれてしまうなどの相談を多数受けるようになりました。これを受けて足立区社会福祉協議会として身元保証に準ずるサービスを行うべきではないかという課題意識を持つようになりました。平成16（2004）年3月頃から事業内容を検討し、一部の地区での試行を経て、平成17（2005）年4月から全区を対象として「高齢者あんしん生活支援事業」を

開始しました。

この事業のねらいは、「ひとりでもあんしん・おいじたく」というキャッチフレーズにあるとおり、単身世帯で親族の支援が期待できない人でも、医療や介護をはじめとしたサービスを契約・利用できるような支援し、ひとり暮らしでも住み慣れた地域で、安心して生活できるようにすることです。独居で身寄りがなく、資産が一定基準額以下の高齢者を対象に、預託金を預かることにより、入院・入所の際に保証人に準じた支援を行います。保証人に準じた支援を行うためには、死後の火葬・埋葬まで行えるようにしておくことが必要なので、契約時に公正証書遺言を作成します。この事業の最大の役割は、入院・入所の保証機能を果たし、身寄りがない人でも必要な医療・介護が受けられるよう支援することです。



事業パンフレット

サービスの流れ

契約まで

1 相談、面談

利用希望者からの相談が寄せられると、まずは成年後見制度等も含めた総合相談業務を担うチームが対応し、サービス利用の基準に該当するかどうかを判断します（表参照）。

申込書を利用希望者に郵送し、記入ができたら返信してもらいます。申込書には親族情報、財産状況等の細かな項目があり、判断能力が十分でないとき書くことができません。

申込書が提出されてから、2名のスタッフで面談を行います。窓口に来所できない方に対しては訪問して面談する場合もあります。ケアマネジャーや地域包括支援センターのスタッフと一緒に来られる方もいますが、ご本人のみとの面談をする時間をつくり、同行者には別の部屋で待機してもらいます。

面談では困りごとを聞き取りますが、「自分は特に困っていないけれど、周りが契約しろというから来まな利用には至りません。入院したいのだけど、保証人がいない。」と

いった、はつきりとした困りごとがある人がこの事業の利用につながる傾向があります。

2 契約準備など

申込書と面談を踏まえて審査を行い、一週間以内に希望者に審査結果を通知します。

ご本人と共に「あんしん計画」を作成し、預貯金・病気のこと・葬儀・埋葬等について聞き取りをします。

あんしん計画とは、利用者の要望や依頼を元に支援の内容と方法を詳しく定めるものです。あんしん計画の中には意識のない状態で救急搬送された際の医療に関する意向（延命、栄養摂取や手術への希望、最新医療への希望）も書かれています。

契約後は半年に1回は訪問し、あんしん計画を見直します。預貯金残高も円単位で把握し、かかりつけ医や、処方されている薬の変更等も反映します。特に大事にしているのは、ご本人の医療の意向をその場で一つひとつ確認することです。医療に関する意向は65歳と85歳では変わってきて、最初は積極的な治療を希望していても、徐々に消極的希望に変化していくことがあります。このように定期的にあんしん計画の見直しを行っているので、半年以内の

本人の意向を医師や病院に伝えることができます。同時にお部屋の状況を見ることができ、モノが増えている、片づけができていない等、本人の変調を敏感に察知できます。認知機能の低下だけでなく、訪問販売等の被害に遭っていることが判明する場合もあります。

3 公正証書遺言作成

遺言執行者と面談の上、公証役場で公正証書遺言を作成します。

遺言執行者は、この事業に賛同し、センターと協力して死後事務を行っていただける弁護士・司法書士の専門職です。

契約公正証書遺言の中には、相続の希望はもちろんのこと、付言事項としてお墓の希望等も盛り込みます。

4 契約、預託金振込

ご本人とセンターが契約し、ご本人は一週間以内に預託金（52万円）を振り込みます。

契約には早くても4か月程度かかります。これらの意思決定は高齢者には負荷が高いものですが、本人が諦めない限りは伴走します。

利用できる人の基準

足立区在住で（※1）、契約内容をしっかりと理解できる 65歳以上のひとり暮らしの方で、原則、以下の条件をすべて満たす方

- 支援可能な親族がない
- 資産（居住用不動産（※2）を除き、未相続財産を含む）が3,000万円以下
- 住民税が非課税、または課税総所得金額が160万円以下
- 不動産収入がない
- 負債がない

※1 住民票が足立区にあり、実際に足立区に居住している方が対象です。

※2 現在、実際にお住まいの住宅のことです。

権利擁護センターあだち作成資料より、下線は筆者



サービス開始から終了まで

契約の締結後に、利用者の状態に応じて、以下のサービスを提供します。

支援にあたっては、利用者宅の鍵を預かり、職員のみで自宅内に立ち入り通帳、印鑑等の貴重品を取り扱うこともあります。不正防止の意味

も含めて職員は必ず2名体制で利用者を支援します。

元気なとき	<p>基本サービス</p> <p>月1回の電話と、半年に1回の訪問で、困ったことや変わったことがないかを確認します。</p> <p>生活支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預貯金の払い戻しのお手伝いをします。 ● 郵便物の確認、区役所の手続きなどの代行をします。 ● 福祉サービスに関する相談、助言をします。 ● 弁護士・司法書士等専門家への仲介をします。 <p>あんしんサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預託金に基づいて、保証人に準じた支援を行います。 ● 緊急入院した際の、指定連絡先への連絡をします。 ● 医療説明時の同席や入院契約の立会いをします。 ● 入院セットのお届けをします。(入院時のセットは季節に応じた服や靴も含めて利用者に用意をしておいてもらいます。) ● 入院費用の支払い手続きのお手伝いをします。 ● 電気・ガス・水道等の休止手続きをします。
入院することになったとき	<p>あんしんサービス・生活支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預託金に基づいて、保証人に準じた支援を行います。 ● 入所説明時やその他の重要な説明への同席や契約の立会いをします。 ● 預貯金の払い戻しのお手伝いをします。 ● 郵便物の確認、区役所の手続きなどの代行をします。 ● 弁護士・司法書士等専門家への仲介をします。
亡くなった後	<ul style="list-style-type: none"> ● あんしん計画、公正証書遺言に基づき、死後のお手伝いをします。 <p>亡くなった後は、センターの職員は遺言執行者と協力して必要な手続きを行います。</p>

基本サービス

■ 月に1回の電話

月に1回のモニタリング電話は、できるだけ午前中にかけます。不在が続く場合に、訪問するなどの対策を取るためです。お出かけされていることもありますが、訪問したら郵便物がたまっていたため警察に通報し、預かっていた鍵で開けてもらったら残念なお知らせになってしまったということもありました。

入院した時

■ 1 救急搬送への対応

夜間に救急搬送された場合は、救急隊員に搬送先の予定を聞き、搬送が終わったら連絡をもらうことにしています。予定していた搬送先での受け入れができず他の医療機関に再搬送されてしまい、日をまたいだため、救急隊員が交代してしまうとその後の行き先を教えるもらうことが難しくなるからです。利用者はこの事業を利用して「旨を知らせるカード」を持っており、それを見た救急隊員がセンターに連絡をしてくれます。

■ 2 医療への関与

利用者は、治療に関する説明の際などに家族がいないと病院に軽く扱われるのではないかと、一人で聞くこと聞き漏らすのではないかと不安や心細さを持っています。そのためこの事業の担当者が同席をしますが、利用者が説明を理解できるといふのが大前提です。

あんしん計画には医療に関する意向も書かれているため、本人が意識不明の状況となっても栄養摂取や手術、最新医療に関する意向を医療機関に示すことができます。



■ 3 入院費用の支払い

利用者が救急搬送され、その連絡が入ったら職員が医療機関に向きます。本人が希望すれば、契約時にお預りしている家の鍵を使い、自宅に入室させていただきます。あんしん計画には入院時に預かる通帳と印鑑の場所が記載してあるので、その場所を探してそれらを持ち出します。改めて病院に戻り、利用者に委任状を書いていただき、利用者の口座から必要なお金を払い戻して医療機関に入院費用を支払います。

利用者が意識不明の場合はこれらの手続きができないので、その際には預託金を使用します。

■ 4 長期入院の場合

長期入院になった場合、その間の郵便物を回収し、本人と一緒に確認する等のサービスも行っています。これらは「生活支援サービス」において対応します。

介護施設に入所する場合

■ 1 入所の手続き

入所先の施設が、利用費の支払いが担保されるか心配されている時は、この事業で対応できることを説明した上で入所の交渉をします。介護施設の方がこの事業の契約を利用者に勧めるケースもあります。

単に保証人として署名するのではなく、センターの顧問弁護士にも相談の上で、入所の際の契約書に特約条項を作っていたら、この事業で対応できる部分を明確にし、合意する形を取ります。

■ 2 入所中の通院付き添い

入所先からの入院時と退院時は付き添い場合もありますが、それ以外の通院の付き添いについては施設にお願いする等、役割を分担しています。

■ 3 自宅から入院し、そのまま介護施設に退院することになった場合

本人が介護施設に馴染めない場合もあるので、念のため、元の自宅は3か月程度は確保しておきます。

亡くなった時

夜間に医療機関から亡くなった連絡があった場合、本人が希望している葬儀会社、それがない場合は区民葬儀（区が区民向けのサービスの 일환として行うプラン）対応のできる葬儀会社にすぐお迎えに行ってもらいます。あらかじめ決めておいた葬儀会社でない会社に引き取られると、債務不履行になってしまつため、慎重な対応が必要です。

直葬を基本としていますが、利用者が葬儀を希望する場合は葬儀会社と生前契約をしていたら、期限内の見積書を取得していただき、葬儀費用を預託金に上乗せしてお預かりします。

サービスの特徴

■ 低所得かつ生活保護を受給していない方に特化

資産が基準（3千万円）を超える方の資産管理は社会福祉協議会としての業務範囲ではなく、法律専門職が扱う領域と考えています。また、生活保護を受給されている方については預託金が捻出できないことや、入院に際して保証人が求められないことから、この事業の利用対象外と

しています。資産が多くはないが、生活保護を受給するほど少なくともいたため、制度的な支援が受けにくい層を対象にしていることが特徴です。

■ 契約能力がある人に特化

日常生活自立支援事業や成年後見制度の対象とならない人に対するサービスであるため、契約能力がしっかりとあることが前提となります。契約後に判断能力が低下した場合は、それらの制度につなぐ支援をします。そのため情報開示にはあらかじめ同意を得ています。事業開始から時間が経ち、徐々にそのような事例ができています。契約から10年〜15年経っている人もいるので、半年に1回の訪問時に情報開示の意思が継続しているかどうかを確認していく予定です。



保健センターや子育てサロンが同じ施設内にあります

■親族がいても疎遠・頼りたくない場合は事業の対象とする

親族が存在していても、実際には支援を受けられないケースが増えています。この事業では、親族がいても本人が頼りたくないと思っていたり、疎遠で支援を受けることが難しくかったりする場合は、身寄りがないと捉えて利用の対象としています。

■公正証書遺言を作成してから契約する

入院時・入所時の身元保証を行うためには、利用者の存命中の支援だけでなく、死亡時に適切な対応が取れることも重要です。法的根拠を明確にするためにも、契約前に公正証書遺言を作成し、本人の死後の意向が分かるようにします。

■社会福祉協議会が主体であることの強みを活かしている

社会福祉協議会は他の事業でも行政や関係機関・専門職などのネットワークを有しているので、利用者支援のため、円滑に連携ができます。

利用者の状況が変わった際に、日常生活自立支援事業や成年後見制度に繋ぐこともでき、継続的に権利擁護支援ができます。

サービスの効果

医療機関への入院や、介護施設・高齢者施設等への入所の際に、高齢者本人に判断力やお金があっても、保証人になってくれる人がいないことを理由に入院、入所の際に困難が生じることがあります。高齢者あんしん生活事業の利用によって、親族による支援が受けられない人でも入院や入所が自由なくできます。

入院や入所の際だけでなく、自宅生活中にも、定期的な電話や訪問によって本人の変化を察知できます。

利用者も「この事業があるから安心して生活できる」と言ってくれています。

人員・体制

足立区社会福祉協議会は常勤職員76人、非常勤職員55人という大きな組織で、日常生活自立支援事業の生活支援員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーもあわせると全体としては250人を超える職員がいます。本サービスを直接担当しているのは、課長1人、主査1人、常勤5人、非常勤1人のチームで、日常生活自立支援事業も兼務しています。

センターの電話は受付時間が決

まっているので、後見監督業務と兼用で夜間、休日対応用の携帯電話を1台持っており、電話当番は8人の職員が1週間ずつ交代で担当します。特別勤務手当（半日600円）が支給されますが、担当職員の精神的負担感はかなりあります。

あんしん計画はインターネット上のファイルに保存されており、スマートフォンで見ることができ、入院や亡くなったという連絡が入った場合は、その場であんしん計画に沿って本人の希望する連絡先にお知らせする等の対応をします。

今後の課題

住民への周知

地域包括支援センター・コミュニティバス・銭湯などでチラシを配布したり、出前講座を行って老い支度の話をしたりしています。テレビや新聞で紹介されると多くの問い合わせがありますが、実際に申し込みに来られる方は多くありません。

■自分が弱っていく・亡くなっていくことについて、計画する難しさ

あんしん計画を作っていく作業は楽ではありません。自分が入院するとか死ぬという不幸な場面のことを

決めていく辛い作業です。契約に至らない人は、「65歳ではお墓や遺言を決められない、まだ早い。」と断念してしまう方も少なくありません。

契約を断念した後で緊急搬送され、入院のために保証人を求められた際に必要性を感じ、その後すぐに契約に至ったというケースもあります。実際そのような場面に直面しない限り、自分ごとにするのが難しいようです。

担当者等からのメッセージ・一言

このサービスの必要性を区民の方に理解していただき、必要な人に届けていきたいと考えています。

私たちにとっては、「利用者の笑顔」や「ありがとう」という言葉が励みになります。



センターの中村課長

誰もひとりになせないうまち

横須賀市・終活支援事業

横須賀市は、「市民を、ひとりも無縁にしない」というスローガンのもと、単身高齢者などが、死後事務委任契約を結んだり、緊急連絡先や延命治療意思の保管場所等の情報を登録して、必要時に提供する、「エンディングプラン・サポート事業」と「わたしの終活登録（終活情報登録伝達事業）」を実施しています。ここでは、横須賀市が行う市民の死後の尊厳を守る終活支援の先駆的な取り組みをご紹介します。

平成27（2015）年に開始した「エンディングプランサポート事業」は、独居で身寄りがなく、資産が一定の基準額以下の高齢者を対象とし、死後の火葬・埋葬についての死後事務委任契約を結ぶことにより、死後に至るまで個人の死後の尊厳を守る仕組みを提供しています。

また、平成30（2018）年には、全市民を対象に「わたしの終活登録（終活情報登録伝達事業）」を開始しました。この事業は、個人が緊急連絡先や延命治療意思の保管場所等の情報をあらかじめ登録します。本人が自分でこれらの情報を伝達できない状態になった時、医療機関等からの照会を受けて必要な情報を伝達す

ることにより、個人の尊厳を守りま

す。横須賀市の高齢化率は約30%と、神奈川県内でも高齢化の進んだ地域です。また約12万人の65歳以上の高齢者のうち、単身の方が1万人を上回っています。単身高齢者世帯は平成22（2010）年から平成27（2015）年の5年間で4千世帯増加しています。

横須賀市は江戸時代に全国からたくさんの方が集まったことから、300年以上続く無縁納骨堂を有しており、引き取り手のないお骨は市の費用で火葬し、職員が納骨堂に安置するという歴史がありました。無縁遺骨の増加、なかでも身元不明ではな

い、住民登録のある方が無縁遺骨となるケースが増えたこと、そして生前本人の希望を聞いておかなかつたばかりに無縁納骨堂に納めざるを得ないことに、職員が強い疑問を感じたのがエンディングプラン・サポート事業の発端です。

エンディングプラン・サポート事業は、任意後見人や法律専門職やNPO法人等のサービスを利用できない経済状況にある方を対象としているため、一定の資産がある人は対象外となつていますが、一方で、経済的な余裕があつても、情報伝達ができないことで不利益が生じることも明らかになつてきました。夫婦世帯で夫が先に亡くなり、その後、妻が亡くなった場合、先立つた夫が埋葬されているお墓の場所がわからず、やむなく妻の遺骨だけ無縁納骨堂に納めた例や、葬儀を生前予約していても本人の死が契約した葬儀社に伝わらず未履行になつてしまつた例が挙げられます。情報を伝達できる



終活支援事業は、ほっておかない「ほっとかん」で実施している

横須賀市の終活支援事業

①エンディングプラン・サポート事業	②わたしの終活登録 (終活情報登録伝達事業)
<ul style="list-style-type: none"> ● 葬儀、納骨、死亡届出人、リビングウィルをあらかじめ決めておき、本人と葬儀社とが死後事務契約を締結する。 ● 生前契約と支援プラン策定・保管 <p>〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢等の独居市民 ・ 保有不動産の固定資産評価額500万円以下、預貯金が一定額以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> ● お墓の所在地や遺言書の保管場所などの情報を登録してもらい、死亡や意思が確認できなくなった際に、市が本人に代わって関係者からの問い合わせに答える。 <p>〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀市民であればどなたでも

家族や親族が減つただけでなく、連絡手段が家単位の固定電話から個人単位の情報端末に変わったことで、本人が倒れるとその人に関連する情報も伝わらなくなるリスクが高まっているのです。

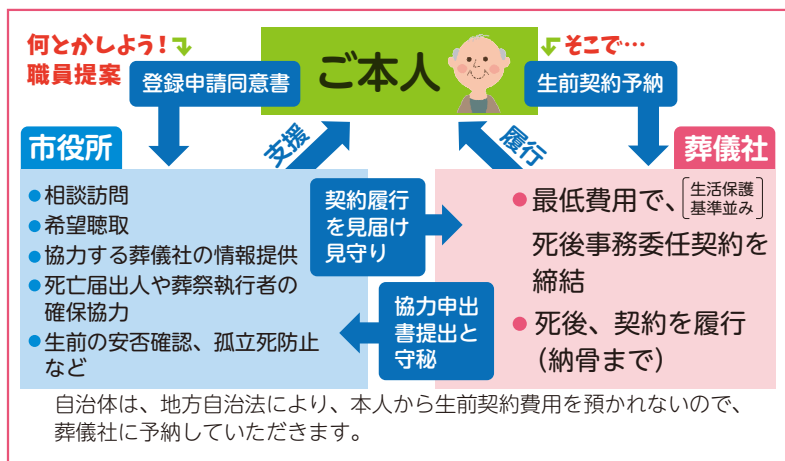
エンディングプラン・サポート事業の担当者はこつこつとした事例にも手立てを講じる必要性を感じ、新たに所得や親族に関する要件のない「わたしの終活登録（終活情報登録伝達事業）」を開始しました。

1 エンディングプラン・サポート事業

この事業のねらいは、単身世帯で親族の支援が期待できない低所得の方でも、死後の尊厳を守る手段を提供することです。

サービスの流れ

まず、市役所（福祉部地域福祉課 終活支援担当）が本人の相談を受け、葬儀や埋葬に関する希望を聴取



します。この事業に協力する葬儀社（協力申出書を提出）の情報を市役所が本人に提供し、本人と葬儀社との契約履行を見守ります。また、死亡届出人や葬祭執行者の確保、生前の安否確認や孤立死防止など、生前から死後までの尊厳を守る具体的な支援も提供します。

本人は生前契約の予納金として、原則26万円（生活保護受給者の場合は5万円以上27万円まで）を葬儀社に納めます。

本人は、玄関の周りに必要な事項（リビングウィルの有無、契約葬儀社、市役所、かかりつけ医、知人）を記載したカード（大カード）を貼るとともに、同様の事項を記載した小さなカード（小カード）も携帯しておきます。これにより、緊急搬送の際にも市役所あるいは契約葬儀社に連絡が入り、本人が亡くなった際には契約が履行されます。

サービスの特徴

低所得の方に特化

民業圧迫の回避にも配慮し、事業利用の要件として保有不動産の固定資産評価額500万円以下、預貯金が一定額以下（年齢、墓の有無、その他で変動あり）、月収が原則18万円までという制限を設けています。ただ

し、要件に該当しない方からの相談を受けた場合も支援し、終活情報登録伝達事業や、弁護士会など専門機関に繋いでいます。

リビングウィルを市役所と葬儀社が共同保有

本人が医療機関に入院し、命に関わる状態である場合、リビングウィルを伝達し、その後に備えることは重要です。市役所の業務時間外の医療機関の問い合わせには協力葬儀社が対応できるよう、リビングウィルは協力葬儀社も保管しています。

市が事業主体であることの強みを活かし、弱みはカバーする工夫

以前、事業担当部署は生活保護制度を所管しており、身寄りがない方や身元が分からない方について、医療機関からの照会を受けています。そのため入院や死亡といった、契約履行に重要な情報を把握することができます。

地方自治法上、市では葬儀の生前契約の予納金は預かれませんが、協力葬儀社と本人の契約を見守る立場を取ることで間接的に支援を提供しています。

万が一、事業者が倒産した場合にも、墓地埋葬法第9条の対象となる

と見込まれる方を対象としているため、当初の契約と同内容の葬儀納骨を、市が墓地埋葬法に基づいて執行することで実施できるのです。

サービスの効果

本人は、一人暮らしで身寄りがなく、経済的なゆとりがなくても、無縁遺骨とならず自分の意思に沿った形で人生を全うできます。また、人生の最期にかかるお金を予納することで、それ以外のお金を今の生活のために使うことができます。その結果、安心が確保されます。また、これまで独居を理由に断られていた献体登録も、大学と協定を結ぶことで可能になりました。

事業実施主体である市は、無縁納骨堂に収める遺骨が減り、葬祭費も支出がなくなります。

住民にとっても、身寄りがなく経済的なゆとりがない地域の方が自身で予め手立てを講じておくことで、その方が亡くなった後の負担が軽減されます。たとえばペットについても動物愛護センターと連携し里親を見つけるなど、生前解決を図ることができず。

事業開始前の無縁納骨の数は、平成26（2014）年度は60柱でした

が、事業開始の平成27(2015)年度は34柱に減少しました。令和2(2020)年8月31現在、累計の相談数は547件で、登録件数は65件、プランが実施されたのは15件です。

プランが実施された中には、入院時に事業の登録者であることがわかったので、医療機関から担当部署に問い合わせがあった事例があります。本人は回復の見込みがないということだったので、市で保管していた「回復の見込みがない時は、痛みの緩和を中心に医療を施してほしい」というリビングウィルを医療機関に伝えました。5日後、本人は亡くなりました。

2 わたしの終活登録 (終活情報登録伝達事業)

この事業のねらいは、急に倒れて、自らの意思や必要な情報を伝えることができない場合に、本人に代わってこれらの情報を伝えることに



終活登録パンフレット

よって、本人の意思の実現を支援し、生前から死後にかけての尊厳を守る手段を提供することです。

サービスの流れ

■終活情報の登録

事業利用を希望する方には、終活情報を市役所に登録してもらいます。登録する項目(表参照)は記入するかどうか選ぶことができ、また開示する項目についてもあらかじめ本人の同意を得ておきます。新型コロナウィルスの流行を受けて、本人であれば電話でも登録ができる仕組み

みになりました。郵送や来所での登録手続きも可能です。

すでに本人が意思を伝えられない場合、本人の意思が明瞭だった時に接点を持ち、登録内容についての情報を持っている後見人や親族や友人も登録ができますが、市役所への来所が必要となります。なお、この事業は無料です。

■終活情報の開示

(生前開示) 本人が認知症や意識障害などを契機に、登録内容を伝えられなくなったと確認できた場合は、医療機関、消防署、警察署、福祉事務所、および本人が希望した場合に、本人が指定した者からの照会に対して、上記の⑨と⑩を除く登録情報(開示の同意があったものに限る)を開示します。

(死後開示) 本人の死後、本人が指定した人に上記の⑨遺言書の保管先を開示します。⑩お墓の所在地については、本人の死後、納骨・墓参を希望する全ての者に開示します。墓参希望の方に情報を開示するため、情報保管期限は死後33年間となっています。

サービスの特徴

■対象を限定せず、市民の誰もが利用できる

■独居でなくても、高齢でなくても、市民の誰でもが倒れた時に、自分に代わって市が意思を伝える事業です。

■情報伝達のハブ(中継機能)に特化
エンディングノートや遺言状という手段を提供することではなく、それらに記載されるような「本人の意思」の情報を本人に代わり伝達することに焦点を当てた事業です。例えば葬儀の生前契約をしていても、亡くなった際に契約先の葬儀社が医療機関に伝わらなければ、未履行になってしまふことがあります。その伝達役を担うことで、本人の意思を実現します。

■個人の生活や契約行為に踏み込まず、周囲が個人を支えやすくすることを意図

緊急連絡先やリビングウィルなど、緊急時にすぐ必要な情報は直接登録されます。一方、遺言書やエンディングノートのように、個人的な情報が多く含まれるものについては保管場所を登録するに留めています。

終活情報の登録する項目

- ①本人の氏名、本籍、住所、生年月日
- ②緊急連絡先
- ③支援事業所や終活サークルなどの地域コミュニティ
- ④かかりつけ医師やアレルギー等
- ⑤リビングウィルの保管場所・預け先
- ⑥エンディングノートの保管場所・預け先
- ⑦臓器提供意思
- ⑧葬儀や遺品整理の生前契約先
- ⑨遺言書の保管場所と、その場所を開示する対象者の指定
- ⑩お墓の所在地
- ⑪本人の自由登録事項

※各項目について予め開示の同意を得ます

す。情報を流通させるという観点からは、必要な時、必要な人が、必要な情報を見られるようにすればよいという考え方です。なお、遺言を書きたいといった相談が寄せられた場合、NPO法人や一般社団法人で支援を提供しているところの紹介がなされます。

サービスの効果

事業開始から間もないため、現在は出前講座等や出張登録によって市民への周知を図っている段階です。この事業は間口が広く、利用も簡単であるため、無縁遺骨になるリスクの高い人を予め発見しやすいという効果があります。

令和2（2020）年9月末現在で登録件数は350件ですが、同年4月からは電話1本での受付を開始したので登録者数は急増しています。60代と70代が中心な年代です。

登録される項目は、本籍を除くと、緊急連絡先、かかりつけ医、墓（寺等）の所在地がトップ3となっています。一方、登録する時点で、緊急連絡先として誰も書けない人が4%も存在しており、事業担当者はこの課題の広がりには驚いていました。終活登録は、家族もして、何の心

配のない方も登録しています。問い合わせがない限り、市側が生死を調べることがなく、ある意味で受け身の事業ですが、問い合わせが入れば高い効果を発揮します。

これまで登録して亡くなった方6人のうち、問い合わせがあったのは1人でした。緊急連絡先として指定されていた姪に情報を開示したことで、多くの友人と火葬までに連絡が取れ収骨をしてもうえました。また、家財の多い室内から、遺言書をすぐに発見し検認ができました。墓は他県に用意されており、そちらに納骨ができました。

事業の今後の課題

■エンディングプラン・サポート事業

対象者は生活にゆとりがなく、身寄りのない独居の市民であり、自分に必要な情報を入力しにくい、いわば「情報難民」であると考えられます。このため、この事業の周知方法に課題があります。事業の担当者が地道に町内を回り、地域のミニ集会所を繰り返し回り、今後ミニ集会所をずっと続ける必要があるということです。また、死後の事業というイメージが強いため、必要な人話を持ち掛けるときの難しさがありません。終活情報登録伝達事業の方

が、話は切り出しやすいようです。

■わたしの終活登録（終活情報登録伝達事業）

インターネットで登録することは、今の利用者側のインターネット（利用スキル）を考えると現実的ではなく、事業を効率的に広げること

この事業の創設から関わり、担当されている北見さんにお話を伺いました。



北見さん

両事業は、事業主体が市役所であることを活かしています。例えば生活保護制度や墓地埋葬法といった既存制度との組み合わせができることや、何かあった際に「まず市役所」という形で連絡が入りやすいこと、住民票や戸籍の情報を利用できることなどです。一方で、お金の管理については、社会福祉協議会のようなところの方が実施しやすい面があるかもしれません。

ご本人の気持ちに沿っていない生前・死後をどう考えるか、という価値観によって、このような事業を行うかどうかは決まるのではないのでしょうか。気持ちに沿わないことを、よくないことだと強く思うかどうか、ということですが、私たちは、思想・宗教の自由が死後にも脅かされないことも含めて権利擁護だと考えていて、そのための道筋は作っておきたいという思いのもとで、これらの事業を実施しています。



に課題があります。例えば医療・介護の情報連携に終活情報も含むなどすれば、利用者との接点が増え、登録が進むのではないかと事業担当者は考えています。

成年後見人による エンディングの対応

弁護士の事例から

成年後見人の業務は本人の死亡によって終了するのが原則です。しかし親族が対応しないケースが増える中、後見人の死後事務の範囲が定められました。ここでは、成年後見人の死後事務の対応範囲や実例について、弁護士の手木良正先生にご解説いただきます。

成年後見人の対応範囲

成年後見人の権限は本人が亡くなると当然に消滅することとなります（民法第11条1項、第63条第1号）。本人が亡くなった後は成年後見人としての任務は終了となり、その後の手続きを行うことは原則的にできないこととなります。預かっている財産を相続人に引き継ぐことは行いますが、具体的な遺産分割や預貯金の払い戻しなどの相続手続きは相続人が行うこととなりますし、生前の療養費の支払いなども相続人が行うこととなります。また、葬儀や火葬、埋葬についても、相続人等の親族が行うこととなります。

しかし、本人に相続人等の親族がない場合もあります。また、本人

に相続人がいても様々な事情から連絡が取れないような場合もあります。

以前は成年後見人の死後事務業務について明確な規定がなかったため、このような場合の対応は成年後見人によってまちまちでした。墓地、埋葬等に関する法律第9条を根拠として市町村に遺体の引き取り等の対応を依頼する人もいれば、民法の応急処分や事務管理を根拠として遺体の引き取り等の対応をする人もいました。いずれにしても、成年後見人は明確な根拠規定のない中で厳しい決断を迫られ、苦慮することも多々ありました。

そこで、平成28（2016）年4月、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、成年後

見人が行うことができる死後事務の範囲が明確に定められました。具体的な規定は次の通りです。

3項の具体例として、法務省は、
①本人の死体の火葬に関する契約の締結、②成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約など）、③成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約、④債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し等を列挙しています。
この規定の創設により、定められた要件を満たしているのであれば、

第873条の2

成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第3号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 1 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 2 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 3 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前2号に掲げる行為を除く。）

期限の到来している債務の弁済や火葬などについて成年後見人も行うことができることが明確にされたのでした。

なお、これらの死後事務が可能なのは成年後見人に限られます。保佐人、補助人の場合には民法873条の2の適用はありませんので、死後事務が必要であれば、あらかじめ本人に死後事務の契約を締結してもらう必要があります。

それでは、エンディング場面において成年後見人は具体的にどのような対応をすることができるのかについて、場面ごとに説明します。

緊急時の対応

入院していたり施設に入所中の本人が危篤状態になったりしたときには、緊急連絡先に連絡が入ります。家族等が緊急連絡先になっている場合には家族等に対応してもらいますが、家族等が対応できない場合は成年後見人のところに連絡が入ると思います。

成年後見人によって対応は異なると思いますが、私の場合は携帯電話の連絡先を伝えていまして、休日や夜間でも私のところに連絡が入った場合はできるだけ速やかに駆けつけるようにしています。

す。成年後見人によつては、休日や夜間は対応できないとしている人もいるかと思いますが、休日や夜間も対応できない間に本人が危篤等になった場合には、あらかじめどのような対応を取るのか病院や施設と連絡を取っておく必要があります（例えば、葬儀会社に連絡をしてもらい、遺体を引き取ってもらうよう段取りを取っておくなど）。

死亡時の手続き

本人が亡くなられた場合には速やかに遺体を引き取ることが求められます。基本的には家族等に対応してもらいますが、家族等に対応してもらえない場合には、成年後見人において葬儀会社に連絡を取り、遺体を引き取ってもらう必要があります。成年後見人はあらかじめ家族に対応方針を説明し、了解を得ておきます。

本人が亡くなると死亡届を提出する必要があります。成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人も死亡届を提出することができることとされています。死亡診断書が記載された死亡届を成年後見の登記事項証明書とともに役所に提出します。

また、成年後見人は家庭裁判所の許可を得て死体の火葬に関する契約を締結することもできます。

それでは成年後見人は葬儀や告別式を行うことはできるのでしょうか。

この点、法務省の説明では、「改正法は、成年後見人に葬儀を施行する権限までは与えていません。葬儀には宗派、規模等によつて様々な形態があり、その施行方法や費用負担等をめぐつて、事後に成年後見人と相続人の間でトラブルが生ずるおそれがあるためです。したがつて、成年後見人が後見事務の一環として成年後見人の葬儀を執り行うことはできません。」と説明しています。

しかし、実務上は、いわゆる「直葬」という簡易な火葬手続きであれば、成年後見人が行うことは認められているようです。私自身も家庭裁判所の許可を得て「直葬」による方法で火葬をしたことがあります。

相続財産について

成年後見人は本人が亡くなると預かっていた本人の財産を相続人に引き継ぎます。本人が遺言を作成していた場合には遺言執行者に引き継ぐことになり、遺言を作成していなかつた場合には、戸籍等により本人のすべての相続人を把握して、すべての相続人の同意を得て代表者に相続財産を引き継ぐことになり、連続相続人間で紛争があつたり、連

絡の取れない相続人がいる場合には対応が困難となることもあり、引き継ぎまでに時間がかかることもあります。

相続人がいない場合には、成年後見人は相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立て、選任された相続財産管理人に相続財産を引き継ぐこととなります。

お墓について

本人がお墓を保有している場合には、家庭裁判所の許可を得て埋葬することができません。

それでは、本人がお墓を保有していない場合にはどうしたらよいでしょうか。法務省の説明によれば、「例えば、遺骨の引取り手がない場合には、成年後見人において遺体の火葬とともに納骨堂等への納骨に関する契約を締結することが考えられます。納骨に関する契約も「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に準ずるものとして、家庭裁判所がその必要性等を考慮した上で、その許否を判断することになるものと考えられます。」とされています。

ところで、本人が存命中に成年後見人は本人のために墓地や墓石を購入することはできるのでしょうか。横浜家庭裁判所が作成している冊子

には、「後見人が被後見人に代わつて墓地や墓石を購入することが可能です。ただし、一般的には大きな支出を伴つものですから、被後見人の意思を尊重することを前提として、被後見人の財産や収支状況、近しい親族がいるのであればその方の意向等を踏まえて、慎重に判断する必要があります。」とされています。

最後に

成年後見人の死後事務に関する規定は明記されましたが、あくまでも例外的に認められるものですので、相続人とのトラブルが予想されるような場合には、成年後見人として対応が困難となります。

適切な死後事務を期待したいのであれば、やはり生前に本人が自身身の意味で遺言を作成したり、死後事務委任契約をしたりしておくことが望ましいと思います。

寄稿者 千木良正氏

弁護士、社会福祉士

平成15(2003)年4月より
本会日常生活自立支援事業顧問弁護士。

現在、神奈川県弁護士会において人権擁護委員会委員長、高齢者・障害者の権利に関する委員会委員を務めるほか、法務省人権擁護委員、いのちの電話法律相談員などを務める。

身元保証団体に ついて

相談の留意点

1 身元保証団体の種類

世の中には様々な身元保証団体等が多数存在します。まずは、その種類について、しっかりと理解する必要があります。

身元保証という言葉に明確な定義がありませんが、大きく分けると3つに分けられます。まず、本人の「連帯保証人」となったくれる団体です。有料老人ホームなどの住宅型施設では、入居の際に「連帯保証人」を必須としているところが多いです。この「連帯保証人」を頼める人が身近にいない場合は、その「連帯保証人」を代わりに

担ってくれる団体があります。こういった団体は、「連帯保証人」の欄に名前を書いてくれるだけで、日常の生活の支援などのサービスは提供していません。例として挙げると、不動産会社の子会社でこういった「連帯保証人」として有料のサービスを提供していることがあります。

次に、本人の「身元引受人」となってくれる団体です。病院に入院する際や住宅型施設に入居する場合に「身元引受人」を求められることが多いです。緊急時に連絡がつき、きちんと対応してくれる人を想定しています。また、ご本人が亡くなった際の対応もしてくれる人を想定しています。「身元引受人」を頼める人がいない場合は、こういったことを代わりに担ってくれる団体があります。任意後見の活動をしている団体などがこれに当てはまります。

最後に、本人の「連帯保証人」と「身元引受人」の両方になってくれる団体です。こちらについても、任意後見の活動をしている団体がこの両方を担っている場合があります。

身元保証団体の種類としては、概ねこの3つに分けられます。さらにこういった団体がどのようなサービスを提供しているのかをしっかりと確認する必要があります。例えば、「身元引受人」にはなってくれるが、本人の見守りなども定期的におこなっ

てくれるのか、ということです。単純に「身元引受人」として名前を書くだけで、日常の見守りなどはサービス外であるということもあります。その団体がどこまでやってくれるのか、しっかりと確認する必要があります。また、任意後見契約を結んで、将来の財産管理も担ってくれるのかなども確認する必要があります。身元保証団体等を利用する方は、独り身の高齢者など身近に親族などがいない場合が多いです。将来的に問題となる財産管理についても担ってくれるのか必ず確認すべき事柄です。

ポイント

- 本人にとって、「連帯保証人」が必要なのか、「身元引受人」が必要なのか、をはっきりさせる。
- 依頼しようと考えている団体のサービス内容をしっかり確認する。
- 本人にとって、どのサービスが必要かを明確にする。

2 身元保証団体等の過去の出来事

少し前になりますが、平成28(2016)年に身元保証をうたった全国組織の公益財

団法人が倒産するというニュースが世間を騒がせました。この団体は、独り身の高齢者を対象とした身元保証サービスを提供していました。全国に会員がいて、その数は2千人超いたそうです。その会員からの預託金2億7千万円を代表者が流用して、その後返済することができず、結局倒産することになりました。

このようなニュースがあり、身元保証団体等のイメージは、かなり悪くなりました。ただ、こういった団体もありますが、多くの団体は真面目に運営されています。しかし、こういった団体に騙されないためにも、利用される方はしっかりと見極めていかなければなりません。

3 身元保証団体について調べるポイント

まず、注意して見ていきたいのは、運営主体がどのようなところで、代表者や役員にどのような人がいるのか、という点です。民間人が設立した団体や法人もありますが、民間人がどのような人なのかをしっかりと調べられる範囲で調べることです。信頼できる団体なのか、入会しても大丈夫な法人なのか、それを判断する材料は多ければ多いほうがいいでしょう。今の時代、インターネットで団体名や代表者の名前を検索すれば、たくさんの情報を得る

ことができます。

具体的に調べる内容はというと、やはりどのような人が代表者をしているのか、どのような活動をしているのか、ちゃんと想いがあるか、高齢者の支援をしているのか、こういった事を調べるのがいいのではないのでしょうか。

運営している人がどのような人か、を見ていくポイントとしていくつか挙げさせていただきます。まず、なにか国家資格をもっているかという視点もひとつのポイントになるでしょう。国家資格保有者イコール信頼できる人、にはなりません、ひとつの安心材料であることには間違いありません。国家資格保有者が仮に横領などの犯罪行為を犯すと、その資格をはく奪されることが多いです。そうすると、今まで資格をつかって仕事をしていましたが、資格がなくなると仕事ができなくなり生活が困ってしまいます。こういったリスクを冒してまで、国家資格保有者が横領などの犯罪行為をする可能性は低いです。そこが一般人とは違うところです。

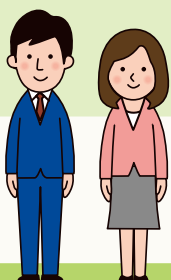
あとは、その団体や代表者がどれだけ高齢者支援を積極的におこなっているかも確認したいところです。例えば、いろいろな地域で講演しているとか、高齢者支援の分野において新聞で紹介された等、しっかりと真面目に活動していれば、インターネットには情報として出てくるはずで、でき

る限り多くの情報をしっかりと調べましょう。

また、団体がどのような役員構成なのか、どのような想いで活動しているのか、このような事は一般的にホームページなどに載っている情報になるので、簡単に取得できます。役員構成や活動内容、団体を設立した想いなどが書いていない団体は避けるべきでしょう。設立に対する想いやどのような想いで活動しているのか、ここが一番信頼できるかどうか重要です。この「想い」がない活動は、結局お金儲けだけを目的にしている団体であるということです。ホームページでは立派な内容を書いていても、地域でそのような活動をしてなかったら、インターネットで調べればすぐにわかります。きちんと「想い」をもって活動しているか、これは本当に信頼できる団体かを見極めるには大きなポイントになります。

見極めるポイント

- 運営主体はどこなのか？
- 代表者はどのような方なのか？
- 国家資格などを持っているのか？
- 団体の役員構成や活動内容は？
- 想いを持って活動しているか？
- 地域社会でしっかりと活動しているか？



4

本人からの相談や 身元保証団体の情報 提供についての留意点

本人から身元保証団体について相談があった場合、本人の家族構成や身近な支援者などの状況を把握したうえで、どのようなサービスが必要なのか、まずは理解する必要があります。例えば、結婚歴もなく身近に親族もいないような方だと、「連帯保証人」と「身元引受人」が必要になります。また、子どもがいてもあまり関係が良くない方の場合だと、子どもが「身元引受人」にはなるが、「連帯保証人」にはなりたくないといったこともあります。その場合には、「連帯保証人」を担ってくれる団体だけ必要になります。

このように本人の家族構成や状況などにより、必要なサービスが異なります。まずは、本人にとって必要なサービスが何かを把握し、その上で解決策を提案してあげなければなりません。また、本人から特定の身元保証団体についての相談に対して情報提供を行う場合は、先に述べたようなポイントについてしっかりと調べてあげて、その団体についての情報を提供してあげてください。

一方、本人から身元保証団体等について紹介してほしいと言われた場合は、紹介す

る側は細心の注意を払う必要があります。その場合には、複数の身元保証団体等を紹介するのが良いでしょう。ただ、最終的にどの団体にするのかは、本人の責任のもと判断してもらうことが大切です。ここをまずは、しっかりと本人に理解してもらわないと、トラブルに発展していきま。もちろん紹介する側も、紹介先の団体がどういった団体なのか、ある程度把握する必要があります。そのためには、事前にその団体の方からサービス内容を聞いたりするなど、ヒアリングするのが良いでしょう。話を聞いてみて、疑問点や不可解な点があれば、紹介するのを止める方がトラブル回避のためには、良い方法だと思います。直接話を聞いたこともない団体を紹介するのは、無責任な行動ではないでしょうか。

先ほども述べましたが、紹介する側も最低限のヒアリングを直接行うべきでしょう。それができない場合は、紹介すること自体を止めるべきです。本人の利益の保護に繋がらない可能性があるからです。

5

かかる費用を必ず確認する

身元保証団体等を利用する場合は、必ず手続きなどにかかる費用を確認することが大事です。入会金が必要なのか、毎月いくらか必要なのか、など最初にかかる費用や毎

月定期的にかかる費用、あとはオプションでかかる費用など、できる限り明確にしてもらい、本人の支払能力やサービス内容からみた費用が適正なのかどうか、総合的に判断していかなければなりません。

本人の毎月の収支をシミュレーションした上で、必ず判断してください。毎月の収支が赤字なのに、身元保証団体等のサービスを利用しなければならぬのか。他の方法や社会資源がないのかを本人の支援者は、考えなければなりません。安易に身元保証団体等を利用して、かなり高額な費用を取られた、というのはよく聞く話です。

複数の身元保証団体等からサービスの見積書を取り、しっかりと比べることも大切です。本人の支援者は、客観的な視点でみてあげることが必要です。本人のためにも、様々な事案について、しっかりと見極めていかなければなりません。

寄稿者 東向 勲 氏

ひがしむき行政書士事務所 代表
一般社団法人 日本ライフパートナーズ協会代表理事

大阪学院大学法学部卒業後、上場会社や医療法人で勤務した経験を活かし、医療・介護・福祉専門の行政書士として、社会福祉協議会や地域包括支援センター等からの講師依頼により、主に認知症の方の法律的支援や医療・介護従事者の法律に関するセミナーを行っている。

本事例集で取り上げている内容は、
取材・執筆として次の方にご協力いただきました。

事例 1

アキモト ソウ
秋本 創 氏

特定非営利活動法人埼玉情報センター事務局次長。
2007年より地域の情報を伝えるための「SNS講座」等のIT講座を開始。
自治体や企業からの依頼で、HP作成や情報発信など年間100回以上の講座を行っている。また、ライターとして浦和・大宮経済新聞などのメディアに地域のイベントの記事などを定期的に寄稿。
さらに文章作成の講師として「ライター養成講座」や「書き方講座」を行い、地域でライター育成の事業などにも携わる。

事例 2

事例 3

サワムラ カナエ
沢村 香苗 氏

日本総合研究所 創発戦略センタースペシャリスト。
東京大学文学部行動文化学科心理学専攻卒業、東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻博士課程単位取得済み退学。精神保健福祉士、博士（保健学）。高齢者心理学、消費者行動論を研究・専門分野としている。主な著書、執筆は、「自治体・地域で出来る！シニアのデジタル化が拓く豊かな未来（学陽書房）」「単身高齢社会を生き抜くためのサイバー空間利用－自分の代理人『subME』」「JRIレビュー Vol.4,No.65」(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/10810.pdf>)。

事例 4

事例 5

(寄稿)

チギラ タダシ
千木良 正 氏

※再掲
※プロフィールについては20ページ参照

コラム

ヒガシムキ イサオ
東 向 勲 氏

※再掲
※プロフィールについては23ページ参照



老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間 1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基本 補償(A型)	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと 1,500円
付見舞費用 補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした

充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
(保険会社) TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(SJKR19-14131 2020.2.7 作成)

身寄りのない人の終活支援事例集

～おひとりさま社会に向けて～

令和3(2021)年2月

監修 千木良正(弁護士)

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-4819 FAX 045-322-3559



この冊子は赤い羽根共同募金配分金により発行しています